

成人健康相談

日時 9月12日(木)午後1時～4時(要予約)

会場 保健センター

内容 ▽健康や栄養・薬についての相談会▽血管年齢測定▽体組成測定など

持ってくる物 検診結果票・健康手帳・お薬手帳など相談対象者の健康状態が分かる物

その他 ▽相談は家族など本人以外でも受け付けます▽ペースメーカー利用者は体組成測定を行えません

問い合わせ 健康づくり課(☎2808)

群馬県糖尿病セミナー

日時 9月23日(休)午後1時30分～3時15分(午後1時受け付け)

会場 みかばみらい館

演題・講師 ▽はじまりは些細な傷から!?糖尿病性足壊疽(あそ)体験談Ⅱ中原理恵子さん(藤岡総合病院糖尿病内科部長)

▽長寿の心得自分の足を見てみよう!Ⅱ塚田健人さん(藤岡総合病院理学療法士・日本

大規模な土地取引には届け出が必要です

一定面積以上の土地取引を行った場合、購入者は市町村を経由して県知事宛てに届け出を行う必要があります。

対象面積 ▽市街化区域内Ⅱ2000㎡以上▽市街化区域以外の都市計画区域内Ⅱ5000㎡以上▽都市計画区域外Ⅱ1万㎡以上

届出期間 売買契約を締結した日から起算して14日以内に都市計画課へ

問い合わせ 県地域創生課(☎027・2226・2366)・都市計画課(☎④2824)

公共下水道への接続のお願い

公共下水道は生活環境を快適にする施設であり、河川などの水質保全に欠かせません。

その他

高齢者向け消費生活特別相談

消費生活センターでは、関東甲信越ブロック悪質商法被害防止キャンペーンの一環として、高齢者向け特別相談を実施します。消費生活に関するトラブルの相談を受け付けますので、困ったときは、一人で悩まず、相談してください。

土地価格無料相談会

公共下水道が使用できるようになったら、できるだけ早く接続工事をしてください。下水道法では、くみ取り式トイレは3年以内に接続することが定められています。

その他 接続工事は「市下水道指定排水設備工事店」へ依頼してください

問い合わせ 下水道課(☎④2327)

扶養親族等申告書の送付

日本年金機構では、対象者に「扶養親族等申告書」を送

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

問い合わせ 都市計画課(☎④2356)

屋外広告物とは

屋外で継続して公衆に向け表示・設置される看板、広告板、貼り紙や建物・工作物などに表示されるものをいいます。

屋外広告物のルール

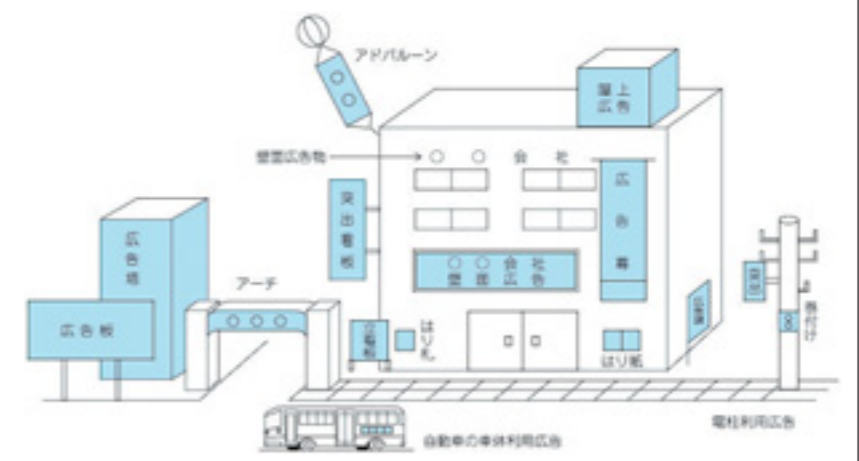
市では屋外広告物がまちの景観を損ねたり交通を妨げたりしないよう「屋外広告物条例」を制定し、広告物を表示・設置する基準や表示することができない区域などを定めています。

屋外広告物を表示・設置する際は、原則事前に市の許可が必要です。すでに屋外広告物を表示・設置している広告主は許可を受けているか広告業者に確認し、受けていない場合は許可申請をするか除去してください。

詳細は市ホームページで「屋外広告物の手引」を確認してください。また、許可基準などは問い合わせてください。

管理は適正に

屋外広告物が適正に管理されていないと、老朽化や強風により落下や倒壊などの危険性が高まります。定期的に安全点検を行い、適正な状態に保ちましょう。



広告物のイメージ

付しています。令和7年分は9月下旬から順次送付する予定です。申告書に必要な事項を記入し、返信用封筒に切手を貼って投函してください。

対象 所得税の課税対象となる人(次の金額の老齢年金を受け取る人▽65歳未満の人Ⅱ年金収入が年間108万円以上▽65歳以上の人Ⅱ年金収入が年間158万円以上)

その他 スマートフォンやパソコンなどから申告書を提出できるようにしました。マイナンバーとねんきんネット(下記2次元コードを読み取り)を連携している人は、電子申請で簡単に手続きができます

問い合わせ ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)・保険年金課(☎④2259)

不動産合同公売

市税の滞納処分として差し押さえた不動産を公売します。今回の合同公売は、本市のほか県内各市町村や行政県税事務所との合同で実施します。

表 公売物件

所在	内容	面積	最低入札価格	公売保証金
神田	土地3筆	1787.00㎡	1,700万円	170万円
	建物1棟	1136.49㎡		
	機械室1棟	2.66㎡		

※本市以外の物件については各機関にお問い合わせください

入札資料は納税相談課で配布または郵送します。

公売保証金納付期間 11月1日(金)～15日(金)

入札期間 11月5日(火)午前9時～15日(金)午後5時

開札日時 11月19日(火)午前10時

売却決定日時 12月3日(火)午前10時

公売物件 左表のとおり

民事家事調停相談会

不動産・金銭などを巡る民事上の争いや夫婦・親子関係、遺産相続などの家族関係でのめ事に困っている人のために相談会を開催します。

日時 9月21日(土)午前10時～午後3時30分(予約不要)

会場 高崎総合福祉センター(高崎市末広町)

相談担当者 裁判所調停委員(民事・家事)、弁護士

相談料 無料

問い合わせ 高崎調停協会前橋地方・家庭裁判所高崎支部内☎027・322・3541

宝くじ公式サイト限定宝くじ「フイックワン」

宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業等に役立てられています。購入方法や賞金条件などについては宝くじ公式サイト(下記2次元コード)を確認してください。

発売期間 通年販売



イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他